

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 7 年 7 月 31 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区赤坂3-2-3		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） アパホテル株式会社 代表取締役 元谷 芙美子			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	415 台	0 台	0 台	415 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	2 台	0 台	0 台	2 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	定期的に簡易目視点検を行うとともに、容量の大きな機器については、有資格者による点検を実施している。			
	廃棄時	機器の廃棄時には、冷媒の回収も実施すること、及び報告書の提出を条件とした発注体制としている。また、廃棄・更新に伴い、管理表を更新し、情報を共有できるようにする。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	定期的に簡易目視点検を行うとともに、容量の大きな機器については、有資格者による点検を実施している。			
	廃棄時	機器の廃棄時には、冷媒の回収も実施すること、及び報告書の提出を条件とした発注体制としている。また、廃棄・更新に伴い、管理表を更新し、情報を共有できるようにする。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新時には、都度地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品とすることを基本として検討を進める。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。